

第7回 常任理事会

日 時 平成21年11月13日（金） 10：30～15：30

会 場 全連小事務局 会議室

次 第 1 開 会

2 会長あいさつ

3 報 告 ・各部から ・各地区から

4 議 事

- (1) 第203回理事会の反省について
- (2) 熊本大会の評価と今後の大会の在り方について
- (3) 第2回小学校長会長連絡協議会の運営について
- (4) 平成22年度全連小活動方針作成日程について
- (5) 平成22年度海外教育事情視察について
- (6) 平成22年度予算に対する全連小要望活動について

5 その他

- (1) 全連小諸活動に対する意見・要望のまとめについて
- (2) 「小学校時報」巻頭言の執筆者について
- (3) 北海道大会研究発表県の選定について
- (4) その他

6 閉 会

～資 料～

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 第203回理事会日程経過 | 8 巻頭言執筆者のお願い |
| 2 熊本大会反省資料 | 9 北海道大会研究発表県の選定について |
| 3 第2回会長会日程（細案）及び資料 | 10 会長報告資料 |
| 4 平成22年度活動方針作成日程（案） | 11 平成22年度文科省概算要求の概要（抜粋） |
| 5 平成22年度海外教育事情視察日程・見積（案） | 12 教育関係諸団体要望書 |
| 6 平成21年度実施要望書及び要望先（案） | 13 対策・調研担当者連絡協議会の概要 |
| 7 全連小諸活動に対する意見・要望提出について | 14 10月分通常会計予算執行状況 |
| | 15 他団体等資料 |

全国連合小学校長会 志を高く掲げ力強く前進する校長会

平成21年11月13日

第 7 回 常任理事会資料

○熊本大会の成功お疲れ様 各地区大会は中国地区島根大会(19・20日)をもって終了

- ・成果と今後の課題を明らかにする
- ・各分科会の協議は以前より充実してきた
- ・しかし、依然として単なる事例発表、司会進行の拙さ、まとめ方の疑問、深まらない協議などあり
- ・主催者側、要約などの整理、祝辞などの内容や時間などをもっと改善する必要あり

○教員養成や新しい専門免許制度についての全連小としての協議を 短く!

- ・教員養成期間の延長の長短所 ろすま
- ・教育実習の延長の長短所

○新型インフルエンザ対応 高学年児童の接種完了する1月末までを第1次的な危機管理

○次期研究主題の検討を開始

1 会長会務報告

- 10月14日 文部科学大臣、副大臣、大臣政務官と予算や文部科学行政についての協議
- 10月19日 文部科学大臣、副大臣、大臣政務官に挨拶 全日中、全高長と
- 10月26日 中教審学習評価ワーキング 11月 2日 定数改善について記者会見
- 11月 4日 第5回部長会 定数改善全国集会
- 11月5日6日 指定都市研究大会(横浜市) 11月13日 第7回常任理事会

2 今後の予定

- 11月18日19日 中国地区大会 11月27日 第2回会長会
- 12月 1日 第6回部長会 12月13日 教職大学院シンポジウム
- 12月17日 第8回常任理事会 1月13日 第7回部長会

3 最近の情勢から

- (1) 鳥取県教育委 全国学力・学習状況調査の学校別結果を開示する鳥取地裁判決について
控訴しない方針 10月 6日

- (2) 文部科学省 平成21年度体力・運動能力調査の結果公表 10月12日
・最近10年間の結果は横ばいなしは向上の傾向が鮮明

- (3) 教員免許更新制の廃止と新制度検討の決定 10月14日
・10年程度の指導経験をもつ教員が専門的な講習を受講し「専門免許状」を取得
・平成22年度は、現教員免許更新制度は暫定措置として実施

- (4) 平成22年度予算概算要求の再提出 10月14日
・教職員定数改善 5500名 ・サポート先生 19500名
・全国学力・学習状況調査 抽出方式に変更 学級ベースで40%
・スクールカウンセラー等活用事業 10000校 ・新型インフルエンザ対策指導資料全校配布

(5) 文部科学省 学習指導と学習評価に関する意識調査の結果発表 10月14日

- ・4観点の評価は定着してきてる 小学校 そう思う14.5% まあそう思う66.8%
中学校 そう思う14.7% まあそう思う61.5%
- ・評価資料の収集・分析に負担を感じる 小学校 そう思う13.9% まあそう思う45.1%
中学校 そう思う20.8% まあそう思う45.6%
- ・評価結果について保護者の理解を得ることに苦労する
小学校 そう思う6.0% まあそう思う41.8%
中学校 そう思う7.3% まあそう思う34.4%

(6) 文部科学省 新型インフルエンザ対応策 各都道府県。政令市へ伝達 10月19日

- ・学校保健安全法に基づき出席停止になった児童生徒の再出席に治癒証明書必要なし
- ・出席停止は各校長が判断 それを解除する際の要件として法律上は基本的に治癒証明書不要

(7) 自民党 11月12日の天皇陛下在位20年の祝日法案正式に断念 10月31日

- ・民主党内での調整が難航 臨時国会冒頭での制定に向けて図られていた

平成22年度 文部科学省概算要求の概要(抜粋)

1. 概算要求額

(単位:億円)

区 分	前 年 度 予 算 額	平 成 22 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度
一 般 会 計	52,817	57,562 _{+α}	4,745 _{+α}
マニフェスト工程表関係事項	0	4,624 _{+α}	4,624 _{+α}
義務的経費の当然増	2,036	2,227	191
その他主要事項	50,781	50,711	△ 70
エネルギー対策特別会計	1,466	1,466	0

※義務的経費の当然増は私学共済基礎年金拠出金等補助、国家公務員共済組合負担金

※重点要求事項欄は「医師不足解消のための医師等養成と大学病院の機能強化」「大学奨学金等の充実」を除いた額

2. 要求に関する基本方針

- 平成22年度概算要求においては、特にマニフェストや総理指示に基づ
- く施策に重点的に取り組み、知識社会において最も重要な社会全体の資産である知的財産(ソフト)と人材(ヒューマン)への効果的な投資に厳選。

一方で、既存事業を「見直しの視点」に基づきゼロベースで見直し、事

- 業数の削減など徹底的な見直しを実施。

3. 文教関係

文部科学大臣就任時の総理指示を踏まえ、①高校を実質無償化し、大学は奨学金を大幅に拡充するなど、教育にかかる国民の負担を軽減し、すべての意志ある人が教育を受けられる仕組みの構築 ②将来の日本を支える人材を育てるため、教員の資質や数を充実することなどによる質の高い教育を実現する施策を展開。

(1) マニフェスト工程表関係事項

《①高校の実質無償化》

4,624億円(新規)

○高等学校等就学支援金

4,501億円(新規)

国公立高校生のある世帯に対し、授業料相当額を助成して実質的に授業料を無料にするとともに、私立高校生等のある世帯に対しても同等額を助成。

年額118,800円以内(低所得世帯に対しては237,600円以内)

○高校奨学金事業等の充実・改善

123億円(新規)

高等学校等就学支援金の支給とともに、高校の実質無償化を図るため、各都道府県に対し、従来の奨学金に加えて入学時に必要な経費などを対象とする就学支援策(給付型奨学金等)を付加的に行うために必要な資金を交付。

対象者:収入350万円以下の世帯の生徒等 約45万人

対象費目:入学料、教科書費

(略)

(2) 主要事項

《①初等中等教育の充実》

○義務教育費国庫負担金 16,380億円(△103億円)

確かな学力の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、5,500人の教職員定数の改善を図る。

(理数教科の少人数指導や特別支援教育の充実など)

○退職教員等人材活用事業―特別先生への配置― 77億円(19億円増)

教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるとともに、新学習指導要領の先行実施における理数教科の授業時数の増に対応するため、退職教員や経験豊かな社会人等の配置を拡充。14,000人→19,500人(週12時間換算・新学習指導要領対応+5,500人)

⑤ ○教員免許制度の抜本改革 3億円(1億円増)

教員の養成課程を6年制(修士)とすることを含め、教員免許制度を抜本的に見直す検討に着手することとし、このために必要な調査等を行う。

○大学における教員の現職教育への支援等 4億円(△7億円)

教員免許制度の抜本的な見直しの方向性が示されるまでの間、①山間地・離島などのへき地学校の教員、②少数教科・科目を担当する教員、③障害のある教員等に対する大学における教員の現職教育への支援等を行う。

○スクールカウンセラー等活用事業 53億円(13億円増)

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置等を行う。 小学校 3,650校 → 10,000校

○コミュニケーション教育の拠点充実 1億円(新規)

学校教育におけるコミュニケーション教育の充実を図るために拠点校・拠点地域を指定し、実践的研究を実施し、その成果の普及を図る。

- ・民間団体等と連携・協力した演劇などによるモデル授業の展開
- ・国際社会で地球的視野に立って主体的に行動できる人材の育成

○幼稚園就園奨励費補助 209億円(5億円増)

保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図ることを目的として、就園奨励事業を実施している地方公共団体に対して、所要経費の一部を補助。子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化等を図る観点から、補助単価の在り方を抜本的に見直し。

- ・生活保護世帯 第1子補助単価 153,500円→299,000円(実質保護者負担額 0円)
- ・第2子の保護者負担の軽減(兄・姉が小1～3の場合:0.9→0.6)

⑤ ○全国的な学力調査の実施 36億円(△21億円)

国として全国的な状況・課題の把握を継続するため、抽出調査(抽出率40%)に切り替えて実施するとともに、抽出調査対象外でも設置者が希望すれば調査を利用することが出来るようにする。併せて、教科の追加等について検討するための調査費を計上。

(調査対象:小学校第6学年、中学校第3学年 対象教科:国語、算数・数学)

- 新型インフルエンザ対策の実施 1億円(新規)
学校や教育委員会における新型インフルエンザ対策の具体的な方策について指導参考資料を作成・配付(60万部作成 幼稚園～大学に対し各10部配付)するとともに、在外教育施設に対する健康管理マニュアル等の整備を行う。
- 特別支援教育の推進 83億円(5億円増)
発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。
- 高等学校に通学する離島出身の生徒に対する寄宿舎等居住費 6億円(新規)
中学校を卒業して高校に進学する者で、やむを得ず、自宅を離れて通学しなければならない者に対する居住費を市町村が負担をしている場合に、一定割合を国が補助。
- 外国語教育の充実 9億円(前同)
小学校外国語活動の導入等新しい学習指導要領の実施に向けた条件整備を重点的に実施するとともに、外国語教育の低年齢化、授業時数増等に関する調査研究等の英語教育の充実に資する施策を総合的に推進する。
- 外国人児童生徒教育の充実 3億円(前同)
公立学校に在籍する外国人児童生徒数や日本語指導が必要な外国人児童生徒数の増加を踏まえ、外国語が使える支援員等の配置、効率的な指導を行うための標準的なガイドラインの作成など、外国人集住地域や散在地域における外国人児童生徒等の受入体制の整備等を推進する。
- 学校運営支援事業の推進(コミュニティ・スクール等) 4億円(△2億円)
学校の教育環境を改善し、教育の質の向上を図るため、①保護者と学校の信頼関係を深めるとともに、②教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育に集中出来る環境を整備することを目的に、コミュニティ・スクール等の推進を図る。
- 学校ICT活用推進事業 7億円(3億円増)
学校教育の情報化を進めるにあたり、ソフト・ヒューマンに焦点を当て、教員のICT活用指導力の養成、デジタル教材等を活用した教育に関する調査研究、ICTを活用した特別支援教育への支援などの施策を一体的に推進。
- 公立学校施設の耐震化等の推進 1,086億円(35億円増)
地震により倒壊の危険性がある公立小中学校等の施設のうち、耐震性の低い施設を優先した耐震化等を推進。

以下、略

教職員の定数改善及び少人数学級の実現を求める要請

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、大人たちの願いであり、すべての子どもたちが全国どこに生まれ育ったとしても、等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、我々大人そして国の責務である。

子どもたちの「生きる力」をよりいっそうはぐくむことをめざす新学習指導要領を踏まえ、高い水準の豊かな教育を実現するため、学校教育を担う教職員への期待は高まっている。

一方、平成十八年度に制定された行政改革推進法や「骨太の方針二〇〇六」等により、個々の教職員にかかる負担は非常に大きくなっており、きめ細かな教育の実現が困難となってきた。

今こそ、教職員を削減してきたこれまでの方針を転換し、教職員の質と数を充実することが不可欠である。

このため、新たな教職員定数改善計画の策定や教員に優れた人材を確保することが必要である。

また、これらの教育条件整備を支える義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充することが重要である。

以上を踏まえ、次の事項の実現を強く要請する。

一、教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を拡充し、新学習指導要領を円滑に実施するため、平成二十二年度予算において、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政措置を行うこと

一、多くの保護者の願いである少人数学級を実現するため、新たな教職員定数改善計画の策定に直ちに着手すること

一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること

一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すること

平成二十一年（二〇〇九）年十一月四日

子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会

日本PTA全国協議会 日本教育会 全国市町村教育委員会連合会 全国都市教育長協議会
 中核市教育長会 全国町村教育長会 全国連合小学校長会 全日本中学校長会
 全国公立小・中学校女性校長会 全国特別支援学校校長会 全国連合退職校長会 全国高等学校校長協会
 全国公立学校教頭会 全国特別支援教育推進連盟 全国へき地教育研究連盟 日本連合教育会
 全国養護教諭連絡協議会 全国公立小中学校事務職員研究会 全国学校栄養士協議会
 日本教職員組合 全日本教職員連盟 日本高等学校教職員組合 全国教育管理職員団体協議会

	メリット	デメリット
4年制	・従来通り4年間で修了・卒業できるため、現在教員を目指す学生等に与える影響がほとんど出ないので、教員志望者により多く集めることができる。 ・4年間で修了・卒業できるため、比較的若い年齢で採用されることから、児童にとって親しみやすいフレッシュな年齢の教員が多く採用される。 ・4年間という比較的短期間に教員養成ができるため、大量採用の時代に合致している。	・現場での教育実習期間が3～4週間と短い。採用後に学校現場で不適応を起す新採教員を減少させることが難しく、慣れる教員の養成につながりにくい。 ・現場での教育実習期間が3～4週間と短いに加え、大学の指導者が実践的な指導力を高める指導・育成を十分に行っていない状況がみられ、指導者の意識と指導力を改善しない限り、学生に對して、教員として必要な資質・能力の育成上の課題が解消されない可能性がある。 ・現在の養成課程の内容や方法が学校現場と乖離している例が多く、大学における指導者の意識と指導力を改善しない限り、学校現場で求められている専門性や実践的な指導力などが身に付きにくいという課題が解消されない可能性がある。 ・「総合的な学習の時間」や「外国語活動」などの新たな指導内容が増加したり、特別支援教育にかかわる適切な対応の仕方など新たに学ぶ必要がある教育指導上の課題が増加したりしており、従来の4年間でそれらを十分に履修することが難しい。
6年制	・教員としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けた上で、長期間の教育実習やインターンシップなどを体験することなどで、現場を踏まえた上でより高い専門性や実践的な指導力を身に付けることができ、信頼される教員の養成が期待できる。 ・フィンランドのように、すべての教員が大学院卒としての経歴と実感を有することにより、教員に対する社会的な見方が変わり、専門性の高い教員として信頼され尊敬される立場となることとが十分に期待できる。	・現在も定員割れの教職大学院がみられているように、免許や給与面でのメリットがほとんどないために、あえて6年制を選択する学生は極めて少ない。(4年制で卒業し採用された方が、給与面では有利となる可能性がある。) ・6年制となった実務家教員の確保が十分にできていない大学院もあり、6年制となったメリットを生かしきれない懸念がある。 ・長期間におわたる現場実習を支え、教員としての資質・能力の養成に貢献できる小学校を数多く確保することができかどうか、大きな課題である。

NEWS FOCUS 3

解説・ニュースの焦点

文科省が十月二十一日、教委や大学に示した「教員免許更新制等の今後の在り方について」全国の教育委員会や大学に示した。文科省として免許更新制の現時点での正式見解を表明した(編集部)。

文科省が十月二十一日、教委や大学に示した「教員免許更新制等の今後の在り方について」全国の教育委員会や大学に示した。文科省として免許更新制の現時点での正式見解を表明した(編集部)。

教員免許更新制で教委や大学に見解を表明―文科省
本誌編集部

学での教職課程の授業内容や教員採用、採用後の教員研修制度など幅広く検討が考えられる。検討機関としては、中央教育審議会の教員養成部会が想定されるが、新たな検討機関を立ち上げ、審議されることも考えられる。「2」では、検討は抽選を避け、学校関係者、大学関係者などの意見を十分聞きながら「ポイント」。「抽選を避け」とあるが、中教審や新たな機関で、どの程度時間をかけ、結論を出すかは、現時点では定まっていない。来年度には、来年度の更新講習の受講の受け付けが始まるが、早急な結論が期待されている。

一方、文科省の来年度予算概算要求では、教員免許制度抜本改革推進事業として、次の新規要求を行っている。

①教員免許制度の抜本改革に係る調査②教員の養成課程を6年制(修士)とするを含め、教員免許制度を抜本的に見直す検討に着手することとし、このために必要な調査を行う(一機関 三千二百七十七万円)。

③教員免許更新制の効果検証④教員免許更新制の効果等の検証等の検証を行い、教員免許制度の抜本改革に資する(一機関 三千五百二十九万九千円)。

文科省が十月二十一日、都道府県教育委員会や教職課程認定課程を保有する大学に示した「教員免許更新制等の今後の在り方について」の全文は次の通り。教員免許更新制等の今後の在り方について、文科省省として現時点における方針は以下のとおりです。お知らせします。関係各位におかれては、これを踏まえ、引き続きの取組をお願い申し上げます。

1. 教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直し(教員養成課程の充実や専門免許状制度の導入を含む)に着手し、必要な調査・検討を開始します。このため、平成二十二年概算要求に所定の経費を計上しています。

2. 当省においては、上記調査・検討において、現行制度の効果等を検証する予定であり、新たな教員免許制度の内容及び移行方針を具体化する中で、現在の教員免許更新制の在り方についても結論を得ることとしています。

この検証は、抽選を避け、学校関係者、大学関係者などの意見を十分に聞きながら行う予定です。

3. なお、上記調査・検討の結果が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効です。このため、平成二十二年度予算概算要求において、山間地離島へき地等の学校の教員、少数教科科目を担当する教員、障害のある教員などを対象とする講習を大学が開校するための経費を国が補助するため、所要の経費を計上しています。

4. 本件の今後の進捗状況については、適時適切に情報提供予定です。

(2) 信頼される教師の養成・確保

ア 基本的な考え方

- 教師の質の向上のためには、養成、採用、研修、評価等の各段階における改革を総合的に進める必要がある。これらの改革に当たっては、現場の教師を励ますような方向で進めるとともに、教師の待遇の改善が図られるなど、教職や学校が魅力ある職業、職場となるようにすることが重要である。
- 教師の年齢構成を見ると、大量採用期の40代から50代前半の層が多くなっており、この世代が今後退職期を迎えることになる。今後の教師の資質向上策の検討に当たっては、量及び質の両面から優れた教師を養成・確保することに十分留意する必要がある。特に、このような時期こそ、養成段階における教職課程の改善充実を図ること、採用段階でより優れた教師を確保するための採用選考方法の工夫・改善を図ることは極めて重要となる。
- 教師の質の向上のためには、職場の同僚同士のチームワークを重視し、全員のレベルを向上させる視点と、個々の教師の能力を評価し、向上を図っていく視点の両方を適切に組み合わせることが重要である。その際には、校長のリーダーシップ及び学校を支える教育委員会の役割が重要である。

イ 教員養成・免許制度の改革

- 一般大学学部と教員養成系大学学部とが、それぞれの特色を発揮しつつ教員養成を行う「開放制」の原則は、幅広い視野と高い専門的知識を兼ね備えた人材を広く教育界に求める上で意義があり、今後とも尊重する必要がある。
- 一方で、これまでの教員養成では、学校現場の実態やニーズと乖離した教育が行われ、実践的指導力を身に付けさせるための教育指導が十分とは言えない。養成段階は、教師として最小限必要な資質能力を身に付けさせる段階とされて

きたが、大学においては、このことを踏まえたカリキュラム編成や成績評価への改善充実を図ることが重要であり、また、外部機関等が大学の教職課程を評価する仕組みについても検討する必要がある。

- 高度な専門性と実践的な指導力を有する教師の養成や、現職教師の再教育の充実を図っていくため、学部段階における教員養成の着実な改善充実とともに、学校現場の様々な課題に即した実践的な教育を高度なレベルで行う教員養成の専門職大学院の設置について検討することが適当である。その際には、現行の大学院修士課程との関係や、社会人を含めた幅広い分野からの入学者の受入れ、修了者に授与する免許状等について検討する必要がある。
- 教師には、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめとした対人関係能力、コミュニケーション能力などの基礎的素養を備えていることが求められることから、教員養成を担う大学においては、哲学、倫理学、歴史学等の人文科学や基礎科学等を幅広く履修し、広く豊かな教養を身に付けた人材を育成することが求められる。
- 教員免許状が、教師として必要な資質能力を確実に保証するものとなるとともに、教師一人一人が緊張感を持って常に資質能力の向上のための研鑽を積むようにすることが重要である。このような観点から、教員養成・免許制度を改革し、教師としての適格性を適切に確認し、専門性の絶えざる向上を図ることを目的として、教員免許更新制を導入することについて検討することが適当である。なお、その際には、教員免許更新制の導入により、教師への人材登用の途を狭めることや、教師の身分を不安定にしたり、過剰な負担感を与え教職の魅力を下げるようなことのないよう留意する必要がある。
- 現在の教員免許制度においては、免許状の授与時に、教師としての実際の指導力や適格性が十分に判断されているとは言えないことから、免許状の授与の仕組みについて検討することが必要である。その際には、例えば、教員養成を行う大学において適格性を確認することや、一定

の勤務実績により適格性を確認したうえで免許状を授与すること等について検討する必要がある。

ウ 採用、現職研修の改善・充実

- 採用や初任者研修、10年経験者研修等の現職研修を通じて、実力ある教師の確保・育成を図ることが必要である。
- 採用については、教師としての確かな指導力や総合的な人間力を見極めるため、人物評価を一層重視するとともに、大学の成績やボランティア等の諸活動の実績を評価する選考方法の改善を進めるなど、採用段階でより優れた教師を確保するための積極的な工夫・改善が必要である。
- 研修については、校内研修や行政研修といった体系的な研修と教師の主体性を重視した自己研修の双方が必要である。前者については、多様な経歴を有する教師に対する研修について検討する必要がある。また、後者については、民間教育団体との連携も考慮する必要がある。また、国レベルで、各地域の中核的な教師を一堂に集めて行う研修について、一層の充実を図る必要がある。
- 研修の在り方については、講義形式だけでなく、実践的な指導力を身に付けさせるとともに、情報化や国際化を含め、学校に求められる様々な新たな課題に適切に対応することができるよう、内容・方法の改善・工夫を図ることが必要である。
- 教員養成・免許制度の改革が検討される中で、初任者研修や10年経験者研修等については、これまでの実績を検証し、評価の在り方も含め、一層の改善充実を図ることが必要である。
- 教師の優れた指導実践を蓄積し、他の教師に継承していくことで、教師全体の指導力の向上を図ることができるような方策についても検討する必要がある。

エ 教員評価の改善・充実

- 学校教育や教師に対する信頼を確保するため

に、教員評価への取組が必要である。教師の評価は、教師の職務の特殊性等に留意しつつ、単に査定をするのではなく、教師にやる気と自信をもたせ、教師を育てる評価であることが重要である。

- 教員評価に当たっては、主観性や恣意性を排除し、客観性をもたせることが重要であり、教師の権限と責任を明確にし、それに基づいて行うことが効果的である。
- 優れた教師を顕彰し、それを処遇に反映させたり、教師の表彰を通じて社会全体に教師に対する信頼感と尊敬の念が醸成されるような環境を培うことが重要である。
- 高い指導力のある優れた教師を位置づけるものとして、スーパーティーチャーなどのような職種を設けて処遇し、他の教師への指導助言や研修に当たるようにするなど、教師のキャリアの複線化を図ることを検討する必要がある。
- 多くの教師は、教育活動や自己研鑽に熱心に努めているが、一方で、熱意や指導力の不足、必要ない人格的資質の欠如など、問題のある教師がいることも事実である。安心し、信頼して子どもを託すことのできる学校を実現するためには、これら問題のある教師に対し毅然と対処することが重要である。

オ 多様な人材の学校教育への登用

- 優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の多様な人材を学校教育に積極的に登用していくことは、子どもたちに実社会と触れる機会を与え、社会とのかかわり方を身に付けさせるとともに、学校現場の活性化につながるものであり、有意義である。
- 多様な人材の登用に当たっては、優れた指導力を有する退職教員や、企業等において種々の専門的な知識・技能を有する職業人、教員志望の学生など、地域や学校の実情に応じて様々な人材に協力を得る工夫が考えられる。
- その際、例えば、学校が中心となって組織を作ったり、活動の場を積極的に提供することなどによって、学校の教育活動にこれらの人材の

1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間報告のポイント）

～教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進～

改革の重要性

現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の前提となるものであり、重要。

改革の方向

①大学の教職課程を、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する。

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保証するものに改革する。

改革の具体的な方策

1: 教職課程の質的水準の向上

～大学で責任を持って教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための教職課程の改革～

◆各大学における組織的指導体制の整備

・「教職指導」の実施を法令上、明確化

個々の知識・技能を有機的に統合し、教科指導や生徒指導等を実践できる資質能力の形成を指導、助言、援助する取組を充実

・「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化

「使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導、生徒指導等を実践できる資質能力」を最終的に形成し、確認

・「教員養成カリキュラム委員会」の設置推進と機能の充実・強化

◆教職課程に係る事後評価制度の導入や認定審査の充実

外部評価・第三者評価の導入等

2: 教職大学院制度の創設

～より高度な専門性を備えた力量ある教員を養成し、教職課程改善のモデルとなる「教職大学院」制度の創設～

◆名称 教職大学院

◆目的・機能

- ・実践的な指導力を備えた新人教員の養成
- ・現職教員を対象に、スクールリーダー（中核的・指導的な役割を担う教員）の養成

◆教育課程・方法

- ・体系的に開設すべき授業科目の領域（5領域）を定め、すべての領域にわたり授業科目を開設
- ・事例研究、フィールドワーク等

◆教員組織 実務家教員4割以上

◆修業年限 標準2年

◆修了要件

2年以上在学し、45単位以上修得（10単位以上は学校における実習）

3: 教員免許更新制の導入

～養成段階を修了した後も、教員として必要な資質能力を確実に保証する～

◆趣旨

免許状に有効期限を付し、免許状の取得後も、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要刷新（リニューアル）を図るための制度として、更新制を導入

◆免許状の有効期限 10年間

◆更新要件

有効期限内に一定の講習を受講・修了すること（講習は、新設科目と同様の内容及びその時々で求められる資質能力に刷新（リニューアル）する内容）

◆更新の要件を満たさなかった場合、免許状は失効（但し、講習の受講により再授与の申請は可能）

◆現職教員に適用することが可能かどうか、さらに検討

4: その他

◆上達制度

勤務実績を適切に評価する方向で改善

◆取上げ事由の強化

分限免除処分を受けた者の免許状の取上げが可能かどうか検討

教員のライフステージ

【養成段階】

◎教職課程の質的水準の向上（上記と同じ。）

◎教職大学院の設置（上記と同じ。）

【採用段階】

◎採用選考の改善・充実

- ・人物評価の一層の充実
- ・大学の成績や教職課程の履修状況の適切な評価
- ・採用スケジュール全体の早期化
- ・受験年齢制限の緩和・撤廃、民間企業経験者や退職教員の活用等、多様な人材の登用促進等

【現職段階】

◎現職研修の改善・充実

・初任研修の内容・方法・評価等の改善・工夫

◎人事管理の改善・充実

・条件附採用制度の厳格な運用や、指導力不足教員に対する人事管理システムによる分限制度の厳格な適用を一層推進

◎教員評価の推進

・一人一人の教員の能力や業績を適正に評価し、その結果を迅速に適切に反映